

女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画
(第2期行動計画)

天 理 市

事業主（各任命権者）	市長 市議会議長 選挙管理委員会 代表監査委員 農業委員会 教育委員会
------------	--

天理市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、市長、市議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員、農業委員会及び教育委員会（以下「市長等」という。）が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、法の有効期間である平成28年4月1日から令和8年3月31日までの内、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、「男女共同参画推進本部」を設置し、本計画の策定又は変更、本計画に基づく取組の実施状況及び数値目標の達成状況の点検、評価等について協議を行ない、課題解決等に関して市長等に提言を行なう。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、市長等において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍をより一層推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、市長等において、上記分析を行った結果、優先的に取り組むべきと考える課題に対応するものから順に掲げている。

①採用した職員に占める女性職員の割合

- ②管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- ③各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
- ④審議会等の委員に占める女性の割合
- ⑤男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

項 目		現 状	成果目標
①採用した職員に占める女性職員の割合		68.4% (令和2年度)	男女同水準 (毎年度)
②課長補佐級以上職員に占める女性職員の割合		31.1% (令和2年4月1日)	40%以上 (令和7年4月1日)
③各役職段階にある職員に占める女性職員の割合	係長相当職	37.2% (令和2年4月1日)	40%以上 (令和7年4月1日)
	課長補佐相当職	38.5% (令和2年4月1日)	40%以上 (令和7年4月1日)
	課長相当職	37.0% (令和2年4月1日)	40%以上 (令和7年4月1日)
	部次長相当職	4.8% (令和2年4月1日)	10%以上 (令和7年4月1日)
④審議会等の委員に占める女性の割合		20.5% (令和2年4月1日)	25%以上 (令和7年4月1日)
⑤男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数		66.7%・1.6日 (令和2年度)	100%・3日 (令和7年度)

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

前述の数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、市長等において上記分析を行なった結果、優先的に取り組むべきと考える課題について、取り組む方法を順に掲げている。

①採用した職員に占める女性職員の増加に向けて

仕事と子育てに励む女子職員の声の紹介などにより、女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報する。また、女子大学生向けのPRを強化する。

②課長補佐級以上職員に占める女性職員の割合の増加に向けて

女性職員を政策部門、人材育成部門等多様なポストに積極的に配置する。

③各役職段階にある職員に占める女性職員の割合の増加に向けて

係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行なう。また、女性職員のスキルアップに向けて研修や外部研修への派遣を積極的に行なう。

④審議会等の委員に占める女性の割合の増加に向けて

男女共同参画推進本部で女性委員登用に向けて各担当課にヒアリング等を行ない、積極的な登用を推進する。

⑤男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数の増加に向けて

年次有給休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。また、特別休暇についてもその内容等について周知徹底を図る。

以上の取組を進めることにより、数値目標達成に取り組むとともに、その他女性職員の活躍が本市の一層の活性化等に資するように各種取組を推進していく。